

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊関西補給処
三軒屋弾薬支処会計科長 小林 浩司

次のとおり一般競争入札(売払)を行います。入札心得等関係事項を承知の上、参加されたい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 売払品目 : 古紙類ほか(細部は仕様書のとおり)
- (2) 引渡場所 : 陸上自衛隊三軒屋駐屯地
- (3) 引渡期間 : 令和6年4月22日～令和7年3月31日

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度競争参加資格(全省庁統一資格)で、「物品の買受け」C等級以上の資格を有する者
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策制度局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要請」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項等を示す場所

入札資料等は、次に示す期間、陸上自衛隊関西補給処三軒屋弾薬支処会計科事務室において配布する。

令和6年4月2日(火)～令和6年4月19日(金)(土曜・日曜・祝日等を除く 9:00～16:00)

4 入札説明会及び競争入札執行の日時及び場所

- (1) 現場説明会 : 実施しない
※現場(現物)確認等が必要な場合は、次に示す期間中に事前調整の上実施して下さい。
令和6年4月2日(火)～令和6年4月19日(金)(土曜・日曜・祝日等を除く 9:00～16:00)
- (2) 入 札
ア 日 時 : 令和6年4月22日(月) 13:30
イ 場 所 : 陸上自衛隊三軒屋駐屯地 援護室

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金： 免 除
- (2) 契約保証金： 免 除
- (3) 違 約 金： 落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上、
落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を
違約金として徴収する。

6 入札方法

入札書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約価額□
から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する□と。□

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 入札者等が実施した「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約に虚偽があった場合の入札

8 契約書の作成

- (1) 落札決定後遅滞無く契約書を作成する。
- (2) 適用する契約条項は、駐屯地用標準契約の不用物品売払単価契約条項、談合等の不正防止に関する
特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。
- (3) 契約書の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

9 落札の決定方式

単価決定(単価×予定数量の総価)

入札金額が予定価格の金額以上で最高の価格をもって申込をした者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

10 売払代金の納付期限

乙は契約代金を毎月分ごと前納するものとし、その額は次の算式により甲が算定する。

年間古紙類等発生予定数量×契約単価/12とし、消費税額を加算した金額を納付するものただし物品引渡しの開始までに
納付しなければならない。ただし、甲乙双方承諾のうえ複数月分を取り纏めて前納する事が出来る。

細部は契約時に示す代金の納付に関する特約条項及び納付予定表によるものとする。

11 所有権移転の時期

当該物件の引渡し完了したとき。

12 物件の引渡しの時期

代金を納付した日から原則として5日以内。ただし物品管理官が期日を定める場合はその日まで。

13 免責事項

- (1) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とする。
- (2) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理
すること。

- (3) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (4) 売払い物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続きは、買受人の責任においておこなうこと。

14 その他

- (1) 郵便による入札については、令和6年4月22日(月)12時到着分までを有効とします。なお、事前に郵送入札の申し出を三軒屋弾薬支処会計科まで行うとともに着便の確認を必ずお願いいたします。また、入札金額が同額によるくじ引きとなった場合は、当該入札に関係のない職員によりくじ引きを実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (2) 電報、電話、FAXによる入札は認めません。
- (3) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとします。
- (4) 入札参加する者は、令和6年4月19日(金)までに資格決定通知書の写しを提出してください。(FAX可)
- (5) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (6) 市価調査等依頼の場合はご協力をお願いします。
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、三軒屋弾薬支処会計科契約班にて閲覧してください。

15 問い合わせ先

(1) 入札及び契約に関する事項

700-0001 岡山県岡山市北区宿978
陸上自衛隊 三軒屋駐屯地 会計科 (担当/宇高)
電話 : (代表)086-228-0111(内線/345)
FAX : (直通)086-228-0112

(2) 現場(現物)確認に関する事項

陸上自衛隊 三軒屋駐屯地 営繕班 (担当/山代)
電話 : (代表)086-228-0111(内線/249)
FAX : (直通)086-228-0112

本公告は、陸上自衛隊三軒屋駐屯地会計科、自衛隊岡山地方協力本部

陸上自衛隊三軒屋駐屯地ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/13b/sangenya/>)に掲示している。